

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、公明党佐賀第二総支部、筒井紀充後援会及び水竹道夫後援会から令和 8 年 2 月 12 日に訂正の報告があったので、令和 7 年 11 月 28 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（令和 6 年分）の一部を次のとおり訂正する。

令和 8 年 3 月 10 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

総括表の公明党佐賀第二総支部の項中「1,217,583」を「901,573」に、「1,735,595」を「2,051,605」に、

「

|  |  |  |  |  |  |           |           |
|--|--|--|--|--|--|-----------|-----------|
|  |  |  |  |  |  | 1,179,600 | 1,217,583 |
|--|--|--|--|--|--|-----------|-----------|

」を

「

|         |  |  |  |  |  |         |         |
|---------|--|--|--|--|--|---------|---------|
| 101,990 |  |  |  |  |  | 761,600 | 901,573 |
|---------|--|--|--|--|--|---------|---------|

」に改め、

筒井紀充後援会の項中「589,800」を「399,850」に、「189,950」を「0」に改め、水竹道夫後援会の項中「589,800」を「361,750」に、「228,050」を「0」に改める。

1. 寄付の内訳の筒井紀充後援会の項中「589,800」を「399,850」に、水竹道夫後援会の項中「589,800」を「361,750」に改める。